

案件番号	1	2	3	
適地 の 検 討	1 計画地の概要	7 区分 道路予定区域等(横浜逗子線) イ 所在(地番) 金沢区六浦三丁目3616-31 ウ 面積 277.64平方メートル エ 立地・交通 京浜急行逗子線「六浦駅」から北へ1500メートル オ 用途地域等 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地区 カ 接道 東側:市道、幅員(歩道無)8メートル、舗装有 北側:市道、幅員(歩道無)6.5メートル、舗装有	7 区分 道路予定区域等(恩田元石川線) イ 所在(地番) 青葉区すみよし台100-1の一部 ウ 面積 575.11平方メートル エ 立地・交通 横浜高速鉄道こどもの国線「こどもの国駅」から南東へ1,000メートル オ 用途地域等 (2つの用途地域に渡っている) 工業地域 建ぺい率60% 容積率200% 第5種高度地区 防火指定なし 第2種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率150% 第3種高度地区 準防火地区 カ 接道 南側:市道、幅員(歩道有)16.0メートル、舗装有	7 区分 道路予定区域等 イ 所在(地番) 都筑区勝田町346-2の一部 ウ 面積 117.61平方メートル エ 立地・交通 横浜市営地下鉄「仲町台駅」から北東へ1,000メートル オ 用途地域等 第1種低層住居専用地域 建ぺい率40% 容積率80% 第1種高度地区 防火指定なし カ 接道(現況) 北側:市道、幅員(歩道有)7.5メートル、舗装有 西側:市道、幅員(歩道無)7.0メートル、舗装有
	2 周辺地域の概要	中規模一般住宅が多い高台の住宅地域	工業地域に隣接する一般住宅のほかアパート等が混在する住宅地域	中高層住宅地域に隣接する、一般住宅のほかアパート等が混在する住宅地域
	3 建築の可否及び構造	建築可 木造、軽量鉄骨造程度の撤去が容易なもの	建築可 木造、軽量鉄骨造程度の撤去が容易なもの	建築可 木造、軽量鉄骨造程度の撤去が容易なもの
	4 利用用途についての道路管理者の考え方	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと。	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと。	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと。
	5 占用期間	・原則として1年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・事業着手までの間は、道路管理者との協議によって継続して使用することができる。 ・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。	・使用可能期間は5年間(始期は協議により決定)で、本市が支障ないと判断した場合は更新が可能。 ・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。	・使用可能期間は3年間(始期は協議により決定)で、本市が支障ないと判断した場合は更新が可能。 ・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。
6 区局等への意見照会結果	特になし	特になし	特になし	
7 計画策定の留意点	特になし	・当該地西側の境界にそって、幅4メートルの通路を確保し(占用許可面積には含めない)、通路と貸付地の間に柵を設けること。	特になし	
8 その他	・占用許可を受けたものは、占用許可の範囲以外で市が指示する土地の管理をすること。 ・使用期間中は、「道路建設(横浜逗子線)の工事着手までの暫定利用です。」という看板を掲示すること。	・占用許可を受けたものは、占用許可の範囲以外で市が指示する土地の管理をすること。 ・使用期間中は、「道路建設(恩田元石川線)の工事着手までの暫定利用です。」という看板を掲示すること。	・占用許可を受けたものは、占用許可の範囲以外で市が指示する土地の管理をすること。	